

県営土地改良事業計画の概要につき匝瑳市長と協議する旨の公告

このたび、匝瑳市の一部を受益地域とする県営吉田地区土地改良事業（区画整理）の施行を申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第6項の規定により、事業計画の概要につき匝瑳市長と協議する旨公告します。

なお、下記1～3のとおり事業計画の概要を縦覧するので、これに意見がある者は、同法第85条第7項の規定により、下記4のとおり縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

令和 7 年 1 2 月 1 日

県営吉田地区土地改良事業施行申請人

匝瑳市入山崎 番地

匝瑳市八辺 番地

匝瑳市山崎 番地

記

1 縦覧に供する書類の名称

県営吉田地区土地改良事業（区画整理）計画の概要

2 縦覧期間

令和7年12月2日から令和8年1月5日まで

3 縦覧場所

匝瑳市農林水産課

4 意見書の提出方法

1) 意見書 住所及び氏名を記載した書面による

2) 提出先 匝瑳市農林水産課

所在地 匝瑳市八日市場ハ793 番地2